

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被災した生徒等に対する
平成23年度奈良県立高等学校入学者選抜に関する取扱い

平成23年 3月15日

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震により被災した生徒等の就学の機会を確保する観点から、奈良県立高等学校入学者選抜において弾力的な対応を行うため、この取扱いを定める。

記

1 応募資格

- (1) 平成23年度奈良県立高等学校入学者一般選抜に出願した県外居住者で、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震で被災したため、受検することができなかったもの
- (2) 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震で被災したため、県内に転居することが確実な者で、平成23年度の奈良県以外の国・公・私立高等学校の入学者選抜に合格しているもの

2 出願できる学校

2校まで志願することができる。ただし、1校を受検し、その結果が不合格となった後でなければ他校を受検することができない。また、最初に合格した学校に必ず入学するものとする。

なお、1応募資格(1)の者については、すでに出願している学校のみとする。

3 検査の実施日等

(1) 実施日

平成23年3月28日（月）から平成23年4月8日（金）までの間で、志願先の県立高等学校（以下「志願校」という。）の校長が定める。

(2) 検査

面接（口頭試問を含む。）を行う。

なお、面接以外の検査の実施については志願校の校長が定める。

4 手続

出願手続に関する書類は次のとおりとする。ただし、志願校の校長は、必要に応じて別途書類の提出を求めることができる。

(1) 1応募資格(1)の者

平成23年度奈良県立高等学校入学者一般選抜の受検票

(2) 1応募資格(2)の者

ア 入学願書（様式1）

イ 身元引受人の承諾書（様式2。ただし、保護者とともに転居する場合は不要。）

5 受付

受付は、原則として、平成23年4月5日（火）までとする。

6 結果の通知

志願校の校長は、受検者に合否の結果を通知する。

7 指導要録等の送付

志願者が合格した場合、出身中学校長は、志願校の校長に当該生徒の指導要録の抄本又は写し、健康診断票（歯の検査票を含む。）等必要な書類を速やかに送付することを原則とする。

8 報告

志願校の校長は、入学願書を受け付けたとき、その旨を学校教育課長に電話で連絡するとともに、様式3により、郵送又は持参にて速やかに報告する。

なお、結果については、学校教育課から実施校に電話で問い合わせる。